

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納料

〈もくじ〉

■巻頭言

「子供たちの夢」を実現させる

滝野 忠……………2

「JRに法的責任なし」とする解決案でいいのか

編集部……………3

資料1 JR不採用問題の打開について 与党と社民党間の合意……………4

資料2 国鉄労働組合の声明……………13

資料3 記者会見(要旨) 自民党の甘利明副幹事長、社民党の浜田健一政審会長……………6

資料4 甘利副幹事長(JR不採用問題担当) 談話 自由民主党……………7

資料5 政党内協議の成果……………8

資料6 社会民主党幹事長 湖上 貞雄(談話)……………8

資料7 社会民主党幹事長 湖上 貞雄様 国労帯広闘争団団長・家族会会長……………9

資料8 不当労働行為責任はどこにあるのでしょうか……………10

資料9 西日本旅客鉄道株式会社コメント……………10

資料10 東海旅客鉄道株式会社コメント……………10

資料11 全日本鉄道労働組合総連合会(JR総連)……………11

資料12 「一〇四七名問題」の政治的解決の動向に対する見解……………11

資料13 JR不採用問題に対する「解決へ向けての政党間合意」に関する見解……………11

資料14 全労連国鉄闘争本部事務局長 尾張部 伸勝……………11

資料15 国労北見支部 執行委員長 酒井 直昭……………12

資料16 全闘争団員、家族の声を聞け……………12

資料17 「全面屈服」路線に強く抗議し、撤回を求める……………12

資料18 国労鳥栖地区闘争団団長 原田 亘……………12

資料19 上野 建一……………13

資料20 原 義弘……………15

資料21 神戸市長リコール運動の報告……………16

旬刊 社会通信

NO. 772

二〇〇〇年六月二一日号

二〇〇〇年六月二一日発行
(毎月一日・二一日・二二日三回発行)

「子供たちの夢」を実現させる

国労闘争団との交流から

六月二―四日の三日間、国労闘争団との交流の旅に出た。昨年は「フラリと国労闘争団と交流しよう」との趣旨だったが、二回めの今回の旅には音威子府闘争団団長の鈴木孝さんが、「闘争団と共に闘う有志の会」と名付けてくれた。旅の企画は三月に始まった。去年五名だった参加者は一時十五名にまでふくらみ、五月連休後に十二名の参加が決まった。まさか、国鉄闘争の新たな段階の中での訪問になるとは考えもしなかった。これから新段階に入る国鉄闘争で、最初の闘争団訪問になる。どんな交流ができるのか、何を語ればよいのかと、心は重かった。しかし、闘争団・家族の心はもつと重いにちがいない。お互いに「元氣と責任」をもちあう旅にしなければと羽田を飛び立った。

六月二日、国労旭川地区本部、闘争団と交流。列車で音威子府に向かい、その足で闘争団事務所、羊かん工場、木工工場を訪問。夕刻は九時すぎまで闘争団員をふくむ地域の仲間・闘争団員と語り合った。三日はあいにくの雨。午後、闘争団家族会、夜は闘争団・家族との全体交流。四日は朝、音威子府を出発し名寄へ。名寄では闘争団と話し合った。そこでの印象を記す。

第一は、とつぜんの「解決案」に驚愕（きょうがく）すると同時に、直感的に「これは受け入れられない」と感じていることだ。私たちと語り合った百人以上の闘争団員・家族はすべて、「十三年余たたかいつづけられたのは、JRの法的責任を追及することによって堂々とJR復帰できる確信してきたから。『JRに責任なし』として解決することは、これまでのたたかいをすべて無にすること。だから、けつして受け入れることはできない」と声をふりしほるように語った。ここに、私たちは闘争団員・家族のくやしき、憤（いきどお）りを感じた。

第二は、とつぜんの事態の展開に、将来への不安が重く、大きくのしかかっていることだ。家族にとつて、信頼し切った国労本部に裏切られたとの思いは、われわれの想像をはるかにこえるものがあるにちがいない。さらに「お父さんは悪くない、国労のおじちゃんたちもJRに復帰できる。もう少しのしんぼうよ」と、子ども達を励ましつづけ、「お父さんは鉄道で働けるんだね。ぼくの夢もかなうんだね」と小さな拳（こぶし）をふりあげた子ども達のことを考えれば、心が揺れるのも当然のことであろう。

第三は、自民党案である「解決案」を国労に飲ませた社会民主党への怒りが、みんなの心に満ちていることだ。かつて土井さんの前で「お父さんを鉄道にもどしてください」と作文を読んだ子に、土井さんは「お父さんのこと助けてあげてね」と語りかけた。その社民党が、闘争団家族の心を支え奪い取ってしまった。社民党の中心人物は六月三日で国会議員をやめる村山富市と伊藤茂。彼らは首相、運輸大臣であった。「なぜ、力があつたときに努力してくれなかったの」との思いは強い。

第四は、この案で「解決」された時の不安が彼らの心をさいなんでいることだ。北海道、九州で、さらに全国で二十万人以上の国鉄労働者がやめさせられた。しかし、彼らの生活はけつして安定していない。北海道ではとくにそうだ。だから、彼らは「解決案でたたかいに終止符が打たれれば」今よりもっと生活はたいへん、不安におちいる」ことを知っ

ている。

家族のため、さらに自分の本当の名誉回復のため「勝つまで、闘いはやめられない」、が、闘争団員・家族の熱い熱い想いであることを実感した。われわれにとつてもかつて経験したことない重い旅だった。しかし、「気持ちがあえていいる時、来てくれてうれしい」「顔をみたとたんホッとして涙した。がんばった成果はけっしてムダにしない」、「本当は家族学習会に行きたくなかった。だけど今、気持ちがあひっくり返った。これからもがんばる」と、内面からわきでる若さと美しさをみせてくれた。「来て良かった。」が「有志の会」交流団十二名の感想だ。

これまで元氣もらった闘争団に、私たちが「元氣を与え」、ともに「元氣になる」活動が求められる。これは闘争団・家族と交流した幾千、幾万の労働者・市民の責任ではないだろうか。

(滝野 忠)

「JRに法的責任なし」とする解決案でいいのか

—闘争団・家族をこれ以上、悲しませるな—

全面的路線転換、屈服 一〇四七人の不採用問題を中心として十三年余たたかわれてきた「国鉄闘争」は、五月二十九日、国労が与党三党（自民党と保守党、公明党）と仲介者の社民党が示した「解決案」を中央執行委員会で承認。翌日、四党と正式に合意したことによって新たな段階に入った。三二日に開催された国労全国代表者会議は、今後の機関運営について、①六月十日に三ブロック（北海道・本州・九州）闘争団への報告、②六月二十九日に全国エリア（JR七社を単位とする組合）、③七月一日に臨時全国大会を開催するとの方向性を示した。

五月三〇日の記者会見で明らかにされた「合意文書」（資料1）は、改革法を承認した昨年三月一八日の臨時大会以降、国鉄闘争の焦点とされた「自民党案—国労とJR各社の話し合い開始について」にある四条件、①国労は、JR不採用問題につき、JRに法的責任がないことを認識し、JR不採用問題とは別の人道的観点からの解決策（新規採用）を話し合う、②本件は、労使問題であることから、話し合いは当事者間で行うべきで、政労使間の話し合いはありえない、③国労は話し合いの状況を見つつ適当な時期に、少なくともJR発足時における国鉄改革関連の訴訟を取り下げる、④JR各社が話し合う相手は国労のエリア本部とする、と同じである。

国労は九八年の定期大会で「改革法の存在を認める」とし、九九年三月の臨時大会で「改革法を承認」、そして今回の合意で「JRに法的責任はない」ことを密室でまとめ、七月一日とされる臨時大会で決定するとしたのである。国労の全面的な路線転換、屈服である。**臨時大会で承認が「前提条件」** 資料1はまず「人道的解決」を前提に、二つの条件を示している。第一は、国労はJRに法的責任がないことを臨時大会で決定せよ、第二は、臨時大会の決定を受けて、「雇用」「訴訟取り下げ」「和解金」の三項目を解決してやると、その手順が明らかにされる。その手順とは、①与党がJRに国労組合員の雇用の場の確保などについて検討してほしい旨を国労（エリア単位で）と話し合っしてほしいと要請する、②社民党は国労に臨時大会後、国鉄改革関連の訴訟（東京高裁での裁判）取り下げを要請する、そのうえで、③和解金の「位置づけ」、額、支払い方法について検討する、というのである。

「JRに法的責任がない」ことを認めることは、国家的不当労働行為、つまり、責任主体は国家（政府自民党）、国鉄をまるごと受け継いだJRとして十四年たたかいつづけた根柢をまるごと放りなげることになる。数十万、家族をふくめ数百万の人を塗炭の苦しみ追い込んだ責任主体がかき消されてしまう！ そればかりか、悪かったのは政府自民党、国鉄≠JRでなく、十三年余もたたかっていた国労組合員、闘争団・家族であり、彼らとともに正義と大義を求めた支援者たちだと、汚名がわれわれに着せられてしまう！ だから、たたかいは「無」にするばかりでなく、労働組合の存在感が問われる現在、日本労働運動を地獄に送り込む愚挙である。「JRに法的責任がない」なら、「国鉄改革」以降の不当労働行為はすべてでなかったことになってしまう。自民党が「訴訟・裁判」取り下げを条件とするのも当然だ。こうして、国労に次つぎと無理難題が押しつけられ、なんのための十四年間だったのかということになる。

国際労働運動にも汚点 国際信義に背く点でも、国労は国際労働運動史上、前例のない不信行為となる。昨年十一月に出されたILOの中間勧告は、①採用時に組合間差別があった、②それはILO九八号条約に違反する不当労働行為、したがって、③九八号条約にもとづくすみやかな是正を政府に求めた。さらにITF（国際運輸労連）のcockroft書記長が呼びかけた「国労問題ILO勧告に関する共同のよびかけ」（資料3参照）は、「ILO勧告を尊重する立場」で解決をよびかけていることは明らかだ。今度の「解決案」はそれとも百八十度ちがう。「人道的解決」だけを強調。したがって国際的にも国労の権威は失われてしまう。

臨大開催で「JRに法的責任なし」決定が出発点 五月三〇日の集会で経過報告した宮坂書記長は、国労が「JRに法的責任無し」を機関決定することは解決への前提条件ではない。この合意から採用、和解の話し合いはすすめられると述べた。これには「甘利が（前提条件だと）いっただろう！ ウソをいうんじゃない」、「バカにするのもいいかげんにしろ」と激しいヤジがとばされた。宮坂書記長の言は正確か。「解決案」には、第3項冒頭に「国労の全国大会における解決を受けて、『雇用』『訴訟取り下げ』『和解金』の3項目について次の手順で実施する」とあり、「法的責任なし」を臨時大会で承認することが大前提であることは誰が読んでも明らかである。

資料1 JR不採用問題の打開について

与党と社民党間の合意（二〇〇〇・五・三〇）

1、いわゆるJR不採用問題について、人道的観点から、自由民主党、公明党、保守党及び社会民主党は、以下の枠組みで、本問題のすみやかな解決のため努力することを確認する。

2、国労がJRに法的責任がないことを認める。国労全国大会（臨時）において決定する。

3、国労の全国大会における決定を受けて、「雇用」「訴訟取り下げ」「和解金」の3項目について次の手順で実施する。

①与党からJR各社に対し、国労のエリア本部などとの話し合いを開始し、人道的観点から国労組合員の雇用の場の確保などを検討してほしい旨の要請をおこなう。

②社民党から国労に対し、少なくともJR発足時における国鉄改革関連の訴訟について「2」の機関決定後速やかに取り下げよう求める。

③与党と社民党との間で、和解金の位置づけ、額、支払い方法などについて検討を行う。

4、与党および社民党は、上記の方針に基づき、本問題の解決にむけ、お互いに協力していくものとする。

資料4は会談後の甘利・浜田の記者会見の要旨である。JRの内情に詳しい記者たちはまず「JRは了解しているのか」と甘利に問い、さらに「合意文の3以降は2が前提か」とたまたみかける。それに甘利は「そういうことです。国労がJRに法的責任がないことを全国大会で決定する。それを前提に、三つのパッケージ（採用、裁判とり下げ、和解）を進めていく」と述べる。

闘争団・家族の想い裏切った社民党 さらに悲惨でみじめなのは、「闘争団がこの案を受けられるか」の問いに、浜田が「臨時大会で決定できなければ、3以降履行されないのだから終わりだ」と国労本部を恫喝していることだ。浜田は別の記者会見で、「社民党は『これで行け』と迫ったことはない、これは国労執行部の判断」、「こんな数字でダメだ」となったら、そこで終わり」と、社民党は国労が助けてくれと行ってきたから仲介しただけ、内容についてはとやかく言われる筋合いはないと突き放す。

資料6は社民党幹事長の談話である。彼は臆面もなく「解雇された組合員やその家族のこれまでの長さにわたる辛苦を思う時、人道的立場から一日も早く解決……もいい放つ。

この「解決案」が闘争団・家族の心を傷つけ悲しませ、その結果怒りをさらに大きくしていることは資料7として掲載した闘争団の仲間の抗議文にも明らかだ。

しかもこの声明は、労働運動の根本的なあり方にまで言及する。「安心して利用できる鉄道の確立、地域の『足』の確保、良質な鉄道サービスの提供など本来の鉄道労働運動の課題は山積みしている。解決後は、利用者・国民とともに新たな展望を持つて、二一世紀の鉄道労働運動として歩み、発展することを願っている」と。労働現場の苦しみにはいつさいふれられていない。連合にとり入りたい思いだけである。伊藤も記者会見で、闘争団・家族、国労組合員の気持ちを逆なでするかのように、「戦いの美学だけではない。王道をいくような労働運動に発展してもらいたい」と述べている。だれも好んでたかっている組合員はいない。たたかわなければ生活、人としての尊厳が守れないから「闘う」だけだ。それを「美学」とは何ごとか。社民党が支持を失うのも当然のことである。

合意の主役はあと三〜四日で国会議員を辞めざるをえない村山と伊藤である。「こんなやからの『花道』におれたちが売り払われたのではたまったものではない」というのが、闘争団・家族、国労組合員のの叫びである。だから、総選挙での社民党推薦の取り消しが相次ぐ事態も生まれている。

関係者は国労の「方針転換」を歓迎 この合意案には資料8〜12にあるように、さまざまなかコメントが発せられている。交渉の当事者であるJR北海道、東、九州は「現時点でコメントする立場にない」というもの。JR西、東海は「この合意にもとづき推移するとすれば誠に意義深い。発足以来の当社の考え方と共通の土壌に立つ」（JR西）、「国鉄改革法に関わる問題については、これまで一貫して当社に法的責任がないとの主張をしてまいりましたが、これを国労も認めるとすれば、大きな意義」（JR東海）と大歓迎の意向だ。しかし「今後は推移を慎重に見守る」「今後の具体的対応を見守りたい」と慎重な姿勢をくずしていない。JRの監督官庁である運輸省は「政府がやれというならそうなる。組合員の和解金といっても、急に大蔵省に金をくれとも言いにくい。圧力がないと……」と当惑顔だ。

JRには大きく三つの組合がある。旧動労が主導権を握るJR総連、国労脱落組が中心のJR連合、そして国労である。JR総連はJR北海道、東に強い影響力をもち、JR連

合はJR東海、西に拠点をおく。

JR総連の主張は、①合意は政治介入、②国労「分割・民営化」反对方針の破産、③採用差別問題はすでに解決済みで合意反対、④国鉄改革完遂（完全民営化）にさらに努力というもの。JR連合は①すでにいったん整理された解決ずみの問題、②人道的見地から「新たな雇用問題」として解決、③国鉄「分割・民営化」に努力した組合員の立場を配慮せよ、④国労は路線転換を明確にせよ、とせまる。

労働組合の全国組織である連合はさきのITF書記長の呼びかけに傘下組合であるJR総連の反対を押し切って署名した。「署名」の意味は、二〇〇三年といわれる私鉄総連の消滅、平和・憲法問題で連合と異なる路線をとる革マル主導といわれるJR総連を包囲する体制づくりの一環でもあろう。

不可解な全労連・共産党 これに対し、全動労争議団をかかえるばかりか、国労闘争団にも党員をかかえる全労連（資料12）の声明は不可解だ。見解は「十三年におよぶ一〇四七名問題の解決にむけての動きとして重視する」と、歓迎する。「打開の『枠組み』は国鉄闘争の本質にかかわる重大な問題を含んでおり」としているが、重大な問題とは何かについて一言もふれていない。

国労執行部は七名。内訳は旧社会党系四と共産党系三である。共産党系が賛成に回ったことは明らかで、これが全労連声明のベースになっているのであろう。『赤旗』の動きはもともと不可解だ。五月三十一日、六月一日付には合意のニュースは報道されず、三日後の六月二日付でようやく「政党合意で国労が声明」と事実のみをベタ記事で報道する有様。これだけの大きな問題なのに解説記事もない。

国労闘争団と家族は敵ばかりで味方からも裏切られたことに、怒りで声をふるわせている。それは次ぎつぎに発せられている「撤回」を求める抗議文にも明らかである。国労は七月一日といわれる臨時大会を前に、機関会議が目白押し。注目されるのは六月十日に開かれる全国を三つに分けての闘争団への報告会。これらの論議についても可能な限り迅速に伝えたい。

国鉄闘争は国労組合員はむろん、闘争団・家族、そして幾万、幾十万の国労を支援するナショナルセンターの枠をこえた組合員の支援で十三年余たたい続けた。世界労働運動史上、例のない大闘争だ。一〇四七人の仲間が一糸乱れぬ団結でたたい続けてきたからだ。この闘争をこんな「解決案」で終わらせていいはずはない。

（編集部）

資料3 提案者ITF書記長デビット・コックロフト

国労問題ILO勧告に関する共同の呼びかけ

ILO（国際労働機関）理事会は、一九九九年十一月、国鉄民営化に際してのJRへの採用差別事件について、結社の自由委員会の中間報告と日本政府に対する勧告を採択した。この提訴は、国労等が行い、ITFが支持していたもの。

この勧告においてILOは、日本政府が解決のための「交渉を積極的に奨励する」ことを求めている。

結社の自由、団結権、団体交渉権などの基本的労働組合権を普遍的な人権として確立し、その実施を全世界的に保障させていくことは、労働組合運動が国際的に取り組んできた最重要の課題の一つである。

ILO、特に社社の自由委員会の機構と活動は、労働組合がこの分野でかちとつてきた大きな成果である。国際社会がILO機構を継続的に支持していく上で、ILO結社の自由委員会勧告は、日本政府を含むすべての民主的政府が尊重すべきものである。

一九八七年の争議発生から既に十三年が経過している。元々の日本政府による国鉄「民営化」の決定と労働組合の対応方法については、当時も現在も大きな意見の違いが存在する。ILOの決定に関連して共同の立場を表明しようとする試みは、過去の行動の是非を問うものではない。これは、当該労働者のみならず、家族が味わっている辛苦を人道的立場から扱い、交渉を通じて現在の状況への公平で現実的な解決を遅滞なく実現させるためのものである。

また、訴えている一〇四七人という多数が北海道と九州に集中していることは、それら地域社会にとつて看過できない問題である。私たちは、日本政府がILO勧告を契機として、この争議の早期解決のためにあらゆる努力を払うべきと考える。

提案者 I T F 書記長 デビット・コックロフト

私たちは I T F の呼びかけに応えてこの「呼びかけ」に賛同します。

日本労働組合総連合会〔連合〕

全日本海員組合、日本都市交通労働組合〔都立交〕、全日本運輸産業組合連合会〔運輸労連〕、全国交通運輸労働組合総連合会〔交通労連〕、日本私鉄労働組合総連合会〔私鉄総連〕、航空連合、全国自動車交通労働組合連合会〔全自交〕、日本鉄道労働組合連合会〔JR連合〕、全国港湾労働組合協議会〔全国港湾〕、全日本港湾運輸労働組合同盟〔港運同盟〕

I T F の「呼びかけ」に賛同し、多くの組合のご協力に感謝します。国鉄労働組合〔国労〕

資料4 二〇〇〇・五・三〇 記者会見(要旨)

J R 不採用問題 自民・公明・保守・社民の「合意」後

自民党の甘利明副幹事長、社民党の浜田健一政審会長

(Q) JRに事前に話したのはか)

【甘利】内々こういう方式でいきたい、と。与党と社民党はこういう段取りで枠を決めるとは内々話しているが、これからこの枠組みに従って、与党がJR各社に働きかける。これこれこうします、との最終回答は得ていない。

(Q) 見直しは)

【甘利】ゼロ回答ではないことは確かだと思う。

(Q) 各社によって色合いが違うが)

【甘利】各エリア本部ごとの話しあい開始となっている。各社の事情があつて統一的にできない。いろいろ濃淡がつくのはやむを得ないと思うが、進められる分からは進めてもらいたい。

(Q) 合意文の3以降は2が前提条件か)

【甘利】そういうことです。国労がJRに法的責任がないことを全国大会で決定する。それを前提に、三つのパッケージを進めていく。

(Q) テーブルにJR各社が乗るか)

【甘利】乗るようには与党三党は全力を挙げて説得する。

(Q) 国労はすでに国鉄改革法を承認している。その上でさらにJRに法的責任がないとあえて踏み込んでるのはなぜか)

【甘利】改革法を承認したことの延長線上だから。承認した、しかし、法的責任がないとは認められないということにはつながらない。段取りがきちんと整ってテーブルが整備できる。そのためにこれが必要だ。

【浜田】JRに不採用の責任があるということ、一定の運動するのは結構だが、それでは、一昨年の東京地裁の判決を含めて、会社は「どうぞ裁判でやって」と言われ続ける。それが、国労にとつて、最高裁まで仮にいったとして、どういう状況になるのか。判断するのは国労ですから、人道的な、という取り組みを重視して何らかの解決をはかるといふ決意をするのなら、こういう形で最終的にこういう形でやらざるを得ない。国労の判断で受けられると判断したからこそ成就した。

(Q) 和解金の手順は)

【甘利】まず、四党で和解金の趣旨、金額、対象範囲等を詰める。その後、段取りの手続きをとる。

(Q) JRから、か)

【甘利】そうではないと思う。ここであんまり具体的に断定は(できない)。これからの話ですか。

(Q) J Rじゃないとすると、国鉄を承継した法人になるか)

【甘利】そのへんはこれから詰める。

(Q) 雇用されない人に支払われる)

【甘利】基本的にそうでしょうね

(Q) 闘争団は「J Rに法的責任がある」とやってきた。この人たちがこの案を受け入れるか)

【浜田】それは国労執行部が闘争団との信頼関係の中で整理をすることができると判断した。仮にうまくいかず、内部がゴタゴタしたら、臨時大会で決定できなければ、3以降履行されないのだから終わりだ。

(Q) 政治的解決はない)

【浜田】そうです。国労がそういう方向に持っていくのなら、それは国労、闘争団の意志だ。残念だが、信義の中でやってきたことが裏切られるわけですから。しかし、そういうことは絶対ないと信じてここまでやってきた。

(Q) 自民党がJ Rを呼んで話をするのはいつごろ)

【甘利】手順としては、国労の全国大会でJ Rに法的責任がないことを認めるのが大前提だ。そしてその時間を置かないで、三つのパッケージを進行していく。全国大会の決定がなされれば、その時間を置かないで動き出したい。

(Q) 麓か半ばまでか)

【浜田】中身はありません。臨時大会いかんですよ。

(Q) 登山口にたどりついたか)

【甘利】必ず解決します。

(Q) 訴訟取り下げを求めるのは、支配介入だ、との意見もあるが)

【浜田】それがおかしいと思ったら蹴られたらいい。至極単純だ。そう思う思わないじゃなくて、そういうことで解決できると国労、弁護士にも納得いただいた。

資料5 甘利副幹事長 (J R不採用問題担当) 談話 自由民主党 二〇〇〇年五月三〇日

政 党 間 協 議 の 成 果

本合意は、J R不採用問題の解決に向け、これまで与党と社民党の間で続けられてきた政党間協議の成果を取りまとめたものであり、長きにわたってきた本問題の解決に向け、大きな一歩をなすものと考えている。

今後は本問題の解決に向け、関係者が本合意事項を着実に実行していくことが重要であり、自由民主党としても、本問題の早期解決に向け更に努力して参りたい。

また、国鉄労働組合においては、本問題の早期解決に向け、新たな決意で一層の努力をされることを強く望むものである。

資料6 社会民主党幹事長 淵上 貞雄 (談話) 二〇〇〇年五月三〇日

二一世紀の鉄道労働運動として歩め

1、本日、社会民主党と、自由民主党、公明党、保守党との間で、J R不採用問題の解決のための話し合いの基本的枠組みについて、包括的打時に向けた合意に至った。わが党は、本日の合意を高く評価し、関係者のご尽力に感謝申し上げます。

ふりかえれば、一九八七年四月一日の国鉄分割・民営化から十三年が過ぎた。解雇された一〇四七名の組合員のうち、すでに十九名が他界された。解雇された組合員やその家族のこれまでの長きにわたる辛苦を思うとき、人道的立場から一日も早く解決すべき大きな社会問題として、社会民主党は、国労と連携をしながら、連立政権を解消してからも、自民党との間で本問題の政治解決に向けた政党間協議を粘り強く続けてきた。

2、マスコミ各紙の論説をはじめ、この問題の解決は、話し合いによる和解の努力によって打開す

る以外にないということが、広範な世論である。昨年十一月十八日、国際労働機関（ILO）からも、J Rと関係組合の積極的交渉を奨励するとともに、ILO条約の適用の保障についても日本政府の責任である旨の勧告が出された。さる五月十八日に、連合も執行委員会、国際運輸労連（ITF）の Cockcroft 書記長の「ILO 勧告に関する共同の呼びかけ」に賛同を決定し、早期解決に向けた大きな後押しとなった。今回の合意は、これら内外世論に応えたものであると考えている。

3、本日の合意を受け、今こそ過去の経緯は経緯として、問題解決のチャンスを見逃すことなく、関係者間で具体的な話し合いを真摯に開始し、早急に結論を見出せるよう強く望む。

社会民主党は、国労が早期に臨時全国大会を開催して本日の合意内容を確認するとともに、J R各社と正常かつ民主的な労使関係を確立することを要請する。もちろん、不採用問題に長年たずさわってきた経緯を踏まえ、社民党は、本日の合意を受けて一日も早い本問題の解決のための対応と処理に、政党として責任を持って当たる決意である。政府・与党としても、早急な打開のためにより一層努力されることを求める。

4、安心して利用できる鉄道の確立、地域の「足」の確保、良質な鉄道サービスの提供など本来の鉄道労働運動の課題は山積している。社会民主党は、社会党時代からの長い連帯と友情を込めて、国労がこの節目を越えて、解決後は、利用者・国民とともに新たな展望を持って、21世紀の鉄道労働運動として歩み、発展することを願っている。

資料7 社会民主党幹事長 洲上 貞雄 様

不当労働行為責任はどこにあるのでしょうか？

二〇〇〇・六・一 国労帯広闘争団 団長 馬淵 茂、家族会会長 高橋 美枝子

五月三〇日に与党三党と社民党が「J R不採用問題の打開について」合意され、「すみやかな解決のため努力することを確認」されました。

私たちは、この十三年間「国労という労働組合に所属」していることをもって希望したJ R会社への採用を拒否され、その是正を求めてきました。北海道地方労働委員会の場で、元国鉄管理者が「どんなに業務に精通していても、国労組合ということで低い点数にした」「国労を抜けると、仕事ができなくても点数を付け直した」「国労組合員を排除した」と証言したように、露骨な組合差別が行われました。

当時国会の場で橋本運輸大臣は、「組合所属による差別があつてはならない」と当然のごとく答弁していますが、この守って当たり前のことが守られなかったことは明らかにしています。

民主国家にあつては、個人の考え方もって差別したり、特定の団体に加盟していることをもって差別があつてはなりません。このことが許されるとするならば、自民党や公明党、保守党、社民党にいてることで差別されても仕方がないということになります。

この是正を求める期間に、全国で十九名の仲間が解決を見ることなく他界しています。夫や父を、息子を亡くした家族の無念は晴れていません。名誉回復と差別の是正を墓前に報告できる日を私たちとともに待ち望んできました。

しかるに、過日報道された解決案といわれる内容は、「国労がJ Rに法的責任がないことを認める」「与党からJ R各社に人道的観点から雇用の場を確保等を検討してほしい旨の要請を行う」というものであります。これでは、だれが十三年前の不当労働行為の責任を取るのでしょうか？

昨年十一月に出されたILO勧告（中間）は、「当該労働者の公正な補償と満足のいく解決に早急に到達するよう、J Rと申立組合間の交渉を政府が積極的に奨励するよう」と日本政府に求められています。

私たちが求めてきたJ R採用差別の是正が国際的に認められたといえます。政府は国際貢献を口にしており、そうであるなら国際的に出されたILO勧告に給った解決が求められているのではないのでしょうか？

私たちは一日も早い解決を望んでいます。でも、どんな解決でもいいとは思っていません。未成年者の凶悪な犯罪が社会的に問題になっていますが、正しいことは正しいこととして実行すること、間違つたことは間違つたこととして是正することが大切なのではないのでしょうか？ ですから私たちは、組合差別があつたことを認めて、その責任を取って欲しいのです。私たちが何か特別に無理なことを言っているのでしょうか？ この解決案は、その事実と責任を曖昧にしているものとしか言えませ

解決のためにご努力されています皆さんには心から感謝いたしますが、どうか私たち国労闘争団員、家族の意を汲んだ解決について理解していただき、その実現にご尽力されますことをお願い致します。

資料8 西日本旅客鉄道株式会社「コメント」二〇〇〇年五月三〇日
合意は当社と共通の土壌

国会関係の各位が、ご努力をいただいていることには敬意を表します。

本日、与党三党と社会民主党で、いわゆる不採用問題についての合意がなされたようであります。当社としては、国鉄改革における採用問題は、法の定めに基づき、国鉄清算事業団による昭和六二年四月一日から三年間の再就職対策とJR各社による四次にわたる広域追加採用の実施により、既に終わった問題であると認識しております。

本日の合意について、詳細は把握しておりませんが、この合意に基づき推移するとすれば、国労がこれまで国鉄改革法を認めない立場に立つことに起因した不正常な労使関係を改善し、健全な労使関係の構築を図るうえで誠に意義深いことであり、発足以来の当社の考え方と共通の土壌に立つものであると考えております。

いずれにしても、今後は推移を慎重に見守つていきたいと考えております。

資料9 東海旅客鉄道株式会社「コメント」(二〇〇〇年五月三〇日)
「法的責任なし」には大きな意義

国鉄改革法に関わる問題については、これまで一貫して当社に法的責任がないとの主張をしてまいりましたが、これを国労も認めるとすれば、大きな意義があるものと考えます。当社としては国労の今後の具体的対応を見守りたいと考えております。

資料10 全日本鉄道労働組合総連合会(JR総連) 二〇〇〇・五・三
「一〇四七名問題」の政治的解決の動向に対する見解

1、昨日(五月三〇日)、自民党・公明党・保守党・社民党間で、「JR不採用問題の打開について」が合意された。「一〇四七名問題」については、JR各社と国労との間で裁判で争われており、今回の政党間合意は本件問題への政治介入とも言うべき事態である。

2、国労が政党間で合意した「解決案」を受諾するとすれば、国鉄分割・民営化「反对方針」の破産を意味する。国労執行部は、国鉄分割・民営化「反对方針」に基づき、国鉄清算事業団での再就職斡旋を拒否し続けたこと、過去四回ものJR追加採用に応じなかったことなど、これまでの「方針」と「指導」について見解を示すべきである。

3、JR総連は、本件問題の政治的解決には反対である。なぜなら、「一〇四七名問題」は、すでに解決済みの問題だからである。人道的観点という理由で、「ゴネ得」を許すことは、国鉄改革の根本を否定することになる。国鉄改革に協力し、苦勞した職場の組合員や国鉄を去っていった七万人もの人々の立場から断じて認められない。

4、昨年十一月に出されたILO「中間勧告」は、採用時に差別があったことを前提に「政府へ追加情報の提出」「JR各社と申立組合間の交渉促進」を求めている。しかし、その後の政府からの追加情報等により、三月・五月段階でもILOは「最終勧告」を採択するに至っていない。ILO「中間勧告」は、一方的情報に基づく事実誤認の内容で、日本の国内事情を度外視した「勧告」であったことを指摘しておく。

今回の「JRに法的責任はない」とする「解決案」は、国労にとってILO「中間勧告」以下の内容である。しかし、国労はILO「中間勧告」などまったく関係なく、政党間合意に基づく「解決案」を受諾しようとしている。

以上のことから、ITFの呼びかけによるILO「中間勧告」を支持する内容の「国労問題IL

○勸告に関する共同の呼びかけ」は、事実誤認での外れなものとなった。
5、J R総連は、我々が国鉄改革の一方の当事者であることを強く訴え、人道的観点を理由にした「一〇四七名問題」の政治的解決に反対であることをあらためて明らかにする。
我々は、初期の方針通り、組合員・家族の幸福とJ Rの発展に向け、国鉄改革完遂に向け、さらに努力するものである。

資料11 日本鉄道労働組合連合会（J R連合会） 二〇〇〇・五・三

「解決へ向けての政党間合意」に関する見解

1、本日（五月三〇日）、連立与党（自民党、公明党、保守党）および社会民主党間で「いわゆるJ R不採用問題」に対する解決に向けての政党間合意がなされ、関係者間で会談がもたれた。
2、J R連合は、この問題は既に一旦整理がなされた問題であると考える。しかし、長期にわたる紛争は、J R各社と、そこに働く者にとつて好ましくなく、「新たな雇用問題」として、早急に解決することが望ましいと従来から主張してきたところである。
3、従つて、先般のITF・コックロフト書記長の「解決に向けた共同の呼びかけ」に対しても、このような観点から応じたところであり、人道的見地から解決を図ることが好ましいと考え、連合の賛同を支持したところである。
4、今後、具体的な解決案が示されることとなるが、案策定に当たっては国鉄改革の経緯、改革に努力した組合員の立場を十分配慮したものとなるよう要望するものである。
5、又、今回の政党等からの解決案提起に対して、国労が真摯に受け止め、機関会議等で、具体的に路線転換を明確にするとともに、これを契機として、J R各社との健全な労使関係を築くための具体的な運動方針の確立とその実践を期待するものである。

資料12 全労連国鉄闘争本部事務局長 尾張部 伸勝 二〇〇〇・五・三〇

与党・社民党の合意について（談話）

1、本日、自民党など与党三党と社民党が国会内で会談し、一〇四七名のJ R不採用問題打開の「枠組み」を確認した。国労も同席した。
2、合意した「枠組み」は、
（1）与党三党と社民党は、人道的観点から「枠組み」で、本問題の速やかな解決のため努力することを確認する。
（2）国労がJ Rに法的責任がないことを認める。全国大会（臨時）において決定する。

（3）国労の全国大会の決定を受けて、「雇用」「訴訟取り下げ」「和解金」の三項目について、以下の手順で実施する。

① 与党からJ R各社に、国労のエリア本部等との話し合いを開始し、人道的観点から国労組合員の雇用の場確保などを検討してほしい旨の要請を行う。

② 社民党から国労に対し、少なくともJ R発足時における国鉄改革関連の訴訟について、全国大会後速やかに取り下げるよう求める。

③ 与党と社民党の間で、和解金の位置付け、額、文払い手法等について検討を行う。
（4）与党および社民党は、上記方針に基づき、本問題の解決に向け、お互いに協力していくものとする。となつていく。

3、全労連国鉄闘争本部は、本日の与党と社民党の合意が、十三年におよぶ一〇四七名問題の解決にむけての動きとして重視する。これが、早期解決に向けた全国五七〇を超す自治体意見書、日本政府の責任で早期解決を求めたILO勸告など、内外の世論の高まりが背景にあつてのことは明らかである。しかし、打開の「枠組み」は国鉄闘争の本質に関わる重大な問題を含んでおり、当該労働組合である建交労働本部および全動労争議団の意向はもとより全労連幹事会とも協議して対応していくものとする。

4、この間、全労連国鉄闘争本部は政府・運輸省に対して、ILO中間勸告にもとづいて早期に建交労働本部との解決に向けた協議の場を設定するようも求めてきたが、今日に至るも実現していない。新たな状況が生まれたもとで、早期に実現をもとめる。

全闘争団員、家族の声を聞け

本部が、今日の「声明」に至ったのは機関軽視と云わざるを得ない。まず、第一に優先されるべきなのは、十三年間に互って黙殺されてきた闘争団、家族、子どもの尊厳、社会的権利などを回復する闘いだ。

組合員、闘争団、家族の要求をしつかり掲げ組織一丸となって、闘う指導体制作りがあれば、苦しくとも闘争団は本部を信頼して闘い続ける決意をもち続けてきた。これまでの、全国大会、中央委員会でも主張し確認されてきたし、これからもその決意は変わることはない。

五月三〇日の自・公・保と社民党合意の「枠組み」に国労が諸手を挙げて賛同することは、臨時大会で確認された方針や、委員長発言から大きく外れることである。

特に裁判の取り下げや、エリヤごとの交渉方針など「解決時に」と、何度も確認されている。

この内容は、従来の運輸省案（JR東日本主張）丸呑みに等しい。

志し半ばで亡くなった一九名の仲間、声明にあるように「解決を確信して頑張っていた」のではなく「闘争の勝利解決を信じて」闘っていたのである。

組合員、家族に十三年間の闘いの成果を、そして惜しみない努力で私たちの闘いを支えてこられた、連帯する会や労働組合、地域の仲間、拍手で迎えられるような報告ができるよう、今こそしっかりと本部が交渉に当たってほしい。

「退く勇氣」は「最後のチャンス」を逃すことではなく、次の闘いの一歩です。ともに闘う決意を明らかにして、以下の点について本部に強く求めるものです。

- 1、昨年三月の臨時大会から一年余り、「解決の道を開く」として政府、各政党と交渉を進めてきた経過が余りにも不明瞭である。
- 2、「JRに責任なし」とするのは、余りにも踏み込み過ぎである。今後、本会談（6/2）以降政府等から提示される内容が、国労要求と相いれないものであれば即座に拒否すること。
- 3、ブロック別闘争団オルグは、エリヤごとではなく全闘争団に入って組合員、家族の声を聞くこと。
- 4、すべての裁判は、従来方針どおり解決に取り下げること。

資料14 国労鳥栖地区闘争団団長 原田 巨（二〇〇〇・五・三〇）

「全面屈服」路線に強く抗議し、撤回を求める

国鉄闘争の「解決案」撤回！国労中央執行委員会の「全面屈服」路線に強く抗議し、撤回を求めます。

本日、朝日新聞の一面記事に「JR不採用で解決案」と掲載されていたが、中味を見れば、人道的観点から「JRに法的責任無し」を国労臨時大会で認める、を始めとして「五項目」の約束が「社民党、与党三党」のなかで国労の要求を無視をして、解決条件を決定している。

そして「与党からJR各社に対し、国労のエリア本部等との話し合いを開始し、人道的観点から国労組合員の雇用の場の確保などを検討してほしいと要請する。」となっている。

これだけ見ても「中味」何もないのに与党（敵）の要求を丸呑みする事は「全面屈服」のなにもでもないと考えます。

国労中央執行委員会は「解決案」を了解するなど、「大会方針違反」、闘争団、家族の声を無視するものです。絶対に納得出来ません。即刻撤回を求めます。

我々闘争団はこの十三年間、厳しい生活ではありましたが「解雇撤回、地元JR復帰」を目指して家族と共に闘い抜いてきました。ある家族は「こんな解決は、望まない！子供に苦勞をかけたことがムダになってしまおう！」と悔しがっています。

厳しい組織、財政状況にあるのも理解できませんが、厳しくとも、粘り強く組織の力を強め闘い抜くことを決意し、「解決案」に対して強く抗議し撤回を求めます。

資料2 国鉄労働組合の声明

二〇〇〇・五・三〇

1、本日、一〇四七人の不採用問題をはじめとしたJR労使紛争問題の解決のため自由民主党・保守党・公明党の与党三党と社会民主党との話し合いが行われ、打開にむけた合意に至りました。

2、国鉄労働組合は、社会民主党の村山元総理・伊藤副党首を始め関係者の皆さんの心血を注いだご努力に感謝致します。同時に、要請に依って解決のためにご尽力をいただいた多くの関係者の皆さんに御礼申し上げます。

3、不採用問題は、今年で十四年目を迎え、あのとき生まれた子供達は中学生になっていきます。そして、本問題の解決を確信して頑張っていた闘争団員のうち十九名が志し半ばで他界しています。

この十四年間、解雇された闘争団員は勿論のこと、年老いた両親・奥さん・子供さんたちの筆舌に尽くせない辛苦を思うとき、政治の場での解決のための合意がされた事は限りない勇気と希望につながるものと確信しています。そしてなによりも、国労常任弁護団をはじめ全国の国労弁護団の先生方の寝食を忘れたご活躍がこの闘争を大きく前進させる力となってきたことはいまでもありません。同時に、一〇年以上もの長い間、闘争団組合員・家族を励まし、物心両面にわたりご支援をいただいている国鉄闘争支援中央共闘会議をはじめ全国の共闘の皆さん方のご協力の賜物であることも併せて確認するところです。

4、私達は、不採用問題の解決のために様々な立場から関わっていただいた、政界・財界・労働界・法曹界・学者・文化人をはじめマスコミ関係者の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

また、昨年十一月十八日に、国際労働機関（ILO）から出された勧告に沿って国内外の労働界から解決機運を創出するために働きかけをいただいた国際運輸労連（ITF）のcockroフト書記長のご支援に感謝致します。そして、同書記長の「ILO勧告に関する共同の呼びかけ」にご賛同いただいた交運労協・ITF日本協議会加盟の各組合の皆さん方のご協力と、さる五月十八日の連合中央執行委員会における賛同の決定が大きな力となっていることに対して重ねて心から御礼申し上げます。

5、国鉄労働組合は、本日の合意を受けて早期に解決を図るため、全力をあげる決意を明らかにします。そして、日本の基幹鉄道としてのJRの安全・安定輸送の確立と経営の発展に努めるためにも、JR各社との間に正常かつ民主的な労使関係の確立をめざします。

私達は、社会民主党をはじめ多くの関係者の皆さんの熱い思いを受け止め、その期待に応えるためにも、将来の鉄道労働運動を見据えて一歩一歩着実に前進することとします。

続・「神の国」と天皇制

「神の国」発言の背景 森善朗首相の「神の国」発言に対する批判は、われわれの予想よりも多いと思う。いまは「本格的反動の時代」であり、永い不況と経済のグローバリゼーションなどを利用してナショナリズムの高揚がはかられており、民主勢力が後退していることも事実であるが、憲法が保障している民主的諸制度や国民の諸権利、戦争の放棄と戦力を保持しないなどを大事にしてこれを発展させようという人々も危機感をもって立ち上がり始めたことも間違いない。護憲派は着実に拡大しているといえる。われわれは具体的な政治上・経済上の出来事（森発言や教育基本法改悪の動き、警察の犯罪、銀行や大企業の合併など）をとらえて具体的に検討・学習するなかで、支配者側権力側はどうしようとしているのかをできるだけ民衆的に明らかにする必要がある。それによってわれわれの敵が明確になり、戦略・戦術を策定することができる。

森首相の「神の国」発言で内閣支持率が急低落したといわれ、首相も弁明と陳謝をおこなった。しかし支持率の低下は、森発言はその要因の一つに過ぎず、自公保政権をとりまく失政と矛盾の重層的要因によるものである。それだけに総選挙でも自公保政権与党が不

利であることは充分に予測される。利権と金によってなんとしても過半数(与党として)を獲得しようとする事によって、汚ない選挙になるだろうと思われる。職を失う者が量的にも質的にも増大しているとき政権与党が勝つということになれば、その国の民主主義と民衆の政治意識の低さを内外に示すことになる。

右翼のめざす天皇制とは 森首相は「神の国」発言で陳謝した直後の六月三日夜、奈良での講演のなかで今度は共産党を攻撃して「日本の国体を守ることができているのか」とまたまた憲法違反発言をしている。森首相は天皇のことや国家のことばかり強調しているが、内容は一貫しているのである。彼は確信犯である。自分の信念(右翼的であり旧憲法下の国家観である)を述べていると思われる。もちろん信念とはいっても知性が低く勉強した理論をもってしているわけではないから結局、森首相自身の属した派閥の岸・安倍派の右翼系列に教えられたということであろう。

森首相の「神の国」発言には、応援者や掩護(えんご)発言もマスコミによって報道されている。例えば中西輝政京大教授(「国のかたち問う契機に」毎日新聞五月二八日付)や、加地伸行・大阪大学名誉教授(「日本は『神の国』である」、『諸君』七月号)などが代表的である。もっともこの二両人ともに皇国史観を日ごろ宣伝これ務めている先生方である。その他佐伯彰一、西部邁、坂本多加雄、櫻井よし子等の面々である。

それでは彼らの発言のモデルである欽定(きんてい)憲法のもとでは「天皇」はどういう地位と権限をもっていたのか若干調べてみよう(「欽定」とは君主の命令で制定すること)。①欽定憲法(明治二十二年二月十一日公布)の第一条に「大日本帝国は万世一系の天皇これを統治す」とある。そして第三条に「天皇は神聖にして侵すべからず」とある。さらに第四条には「天皇は国の元首にして統治権を総覧し、この憲法の条規により之を行う」となっている。

これで明らかのように天皇は大日本帝国の主権者であり、皇祖神(天照大神)の子孫である天皇が神聖なる権威をもって臣民に対し君臨することになる。この神権的原理と立憲君主の原理が一体となったのが欽定・明治憲法である。この他にもものすごい権限があった。陸海軍の統帥権(第十一条・軍の最高指揮官)。議会の召集権、解散権(第七条)、議会閉会時には、法律に代わる勅令を出すことができる(第八条・緊急の場合)。天皇の名において、司法権が行使されること(第五十七条)。第七十三条には、天皇に憲法改正発議権が与えられている。この明治憲法で君主権が強力なのは、プロイセン憲法をお手本につくられたからである。

知られているように、イギリスは立憲君主制の国である。「国王は君臨すれど統治せず」の言葉通り、実際の政治権力は議会と議会に対し責任を負う内閣によって担われる。

東京帝国大学的美濃部達吉教授や京都帝国大学の佐々木惣一教授らは「天皇機関説」を理論的に精緻化し、議院内閣主義の立場から立憲政治、政党政治を容認した。これは自由主義・民主主義傾向が出ることは当然となり、これに対して右翼的立場(天皇主権説)から、国体に反するとして上杉慎吉教授らが激しく攻撃した。そして一九三五年(昭和十年)にいたり、国会で国家主義者の菊池武夫議員らによって糾弾された。

これに対して当時の岡田内閣は「国体明徴」の声明を出して、神道学説系の天皇主権説の立場をとり、美濃部貴族院議員を辞職に追い込んだ。その著作も発禁処分とされた。この当時、日本は軍国主義体制に突入していた。現在「国のかたち」とか「国体」などとい

う人達は、日本を新自由主義と結合して「神の国」(神道を国教として)として天皇中心の統治体制にしようとしているといつても過言ではないようである。もちろんただちにではなく、教育基本法を改悪し、憲法も改悪する過程のなかでであろう。(上野 建一)

引き続き取り組みにもご支援を

—神戸市長リコール運動の報告—

署名数八万七千六百五十五名、法定必要数に達せず 四月二十二日から開始された神戸市長の解職請求署名が五月二十二日終了しました。五月二六日の最終集計の結果、署名数は八万七千六百五十五名、受任者は一万四千三八九名を数えました。

連日、ターミナルや街頭・地域で署名集めに奔走していただいた受任者、署名にご協力いただいた市民、市外からご支援いただいた方々の汗と努力の結晶であると、心から御礼を申し上げます。多くの皆様の献身的な努力と協力をいただきながら、署名数は法定必要数に達せず、市長の解職にはいたりませんでした。市民の熱い期待に背いて、運動の直接的目的を実現できなかった点について、お詫びを申し上げます。

結果を真摯に受け止め、今後の運動にむけて論議を深めます 今回の運動の結果を真摯に受けとめて、その原因を解明することが、今後の住民自治権確立・民主的な市政への転換にむけての運動を進めてゆくためにも重要であると考えています。市長リコールの大きなうねりを作り出せなかった「リコールの会」そのものの態勢や力量不足・準備不足、先の住民投票否決後すでに一年半を経過しているという運動の時期、さらには、昨年秋すでに空港建設が着工されているという既成事実の重みをはね返せなかったことなど、多くの反省点があります。今後の運動の「受け皿」づくりの討議とあわせ、論議を深めてゆくことにいたします。しかし、この結果をもって、ただちに空港問題に最終的決着がついたとか、現神戸市政が「信任」されたなどとは、言えないという感を強く持っています。それは、多くの市民の空港問題への疑問・批判は依然として根強いものがあり、危機的な財政状況でありながら、被災市民の救援より開発を優先させた神戸市政への批判の声が、底流として存在していることを、運動を通じて実感したからです。

リコール運動を整然と実施、今後の運動の足がかりが築けた このたびのリコール運動が、政令指定都市での例をみない取り組みであり、「無謀」「民主主義の乱用」などの批判があつたにもかかわらず、終始、整然と実施できたことは住民自治の確立にむけての運動の貴重な経験となりました。今回のリコール運動は、震災の悲しく辛い・苦く重い経過を踏まえ、空港問題を象徴的な課題として、徹底して住民自治にこだわりぬいた運動であつたといえます。それは、一昨年の住民投票否決・昨年の自主市民投票無視に端的示されるように、いまや危機に瀕している住民自治を取り戻そうとする試みでした。

この運動で示された市民の熱意と奮闘は、住民自治の確立および市政転換へ前進するための足がかりを作り出すに十分な意義と価値を持つものであり、市民の奮闘と署名の重みをしっかり受けとめなければならぬと考えています。

運動で得た「財産」を糧とバネに、新たな決意で引き続き運動を 市長リコールという直接的な目的を達成できなかったことは残念ですが、運動を通じて市民の熱意や奮闘に勇気づけられました。「リコールの会」としての総括討議が進められようとしています。空港反対運動および住民自治確立への課題は決して終わらず、今回の運動をさらに活かし発

展させてゆく方向で、議論がすすめられています。

「リコールの会」の不十分な態勢、人手不足や財政難のなかで、カンパに協力し手弁当で署名集めに奔走していただいた受任者、積極的に署名に応じてくれた市民、運動をきっかけに生まれた人と人とのつながり、若者の受任者の増加などは貴重な「市民財産」です。今後の運動のあり方についても早急に協議を進めるとともに、私たちはこの「財産」を糧とバネにして、思いを新たに、来年の市長選挙への取り組みなど、神戸市政の転換をもとめる運動への新たな決意を固めようとしています。ご協力いただいたすべての方々に重ねて厚く御礼を申し上げ、ご支援・ご声援をいただいた全国の仲間の皆様に感謝を申し上げます。

今後の運動について、これから議論を深めることとなりますが、住民自治確立・民主的な市政への転換めざし、引き続き運動を進める決意でありますので、引き続き取り組みにもご支援・ご協力いただきますようお願いし、報告いたします。(神戸・原 義弘)

◇読者からのおたより◇

自分の位置 毎号たいへん興味深く読ませていただいています。数回、誌代の請求を受けながら、ついに失礼をしてしまいました。労働者、労働組合という存在自体が自ら忘れられている今日において、自分自身の立っている位置を考えさせながら読んでいます。(徳島・F)

編集部より 嬉しいお便りありがとうございます。通信発行から約二五年。日本は新しい段階に向かっていきます。労働者、労働組合の位置を考えさせられずにおかくなります。

展望切り開く 人事交流、目標管理の徹底が進むなか、ますます命令と服従の職場へときびしさは増すばかりです。しかし、数年前までは考えられなかった現象、職場の矛盾に気がつく仲間も少なからず現われています。そうしたなか、われわれは常に少数派だと肝に銘じ、小さな団結体(仲間と話し合う場)を作りながら、長期的な闘いに展望を切り開きたい。(全通・G)

編集部より 「人事交流」は労働者の誇りを奪う最悪の労務管理です。矛盾にくらいつき、仲間ふやして。全通には経験豊かで能力ある活動家が多くいらつしやる。自信もって展望切り開いてよ。七月にうかがいます。お会いできれば嬉しい。連絡します。よろしく!

くたびれてます ごぶさたしております。残すところ(定年まで)三百二十四日となりました。相変わらず面白くない毎日を送っております。この年齢になり職場に出るのが苦手…。これも時代の流れでしょうか。総選挙にもまったく力が入らず、まったく無関心、自分でもどうしてなのか、原因不明の毎日が続いています。(全通・S)

編集部より 元気! 元気! のノンちゃんがいらく弱気ですね。残された日、三百二十四日、このことですが、その間とその後、楽しんでみませんか、お考えくださいよ。五月二八日付の『東京新聞』によりまして、今、六〇歳の平均余命はなんと二九年にもなるそうですから。近く、現地にうかがいます。ぜひご出席を。

CO協定・送迎の勝利判決 今後も思想的団結をめざす「通信」に努力して下さい。四月二十五日、福岡地裁でCO協定送迎の勝利判決をしました。(大牟田・宮崎 勝)

編集部より 勝利おめでとう。三池の教訓を生かす作業が急がれます。第七七〇号巻頭言は、目下の私の問題意識です。アドバイスいただければ嬉しい。

時代を読みとる 『同時代の読み方』、副題「私の読書術」(内橋克人著・岩波書店)を読む。内容は、バブル期に書かれた読書エッセイが中心に構成され、いま(時代)を識り、これらの社会の変動を読み取るうえで考えさせられる。しかも、私も読んだものがいくつか登場するのでなおさら関心をもつことができた。なお、本書について著者はこう述べている。「司馬遼太郎をひき、宮沢賢治をひき、そのことで矛盾に満ちた自説を補強するという手法は、もう長い時間、この国のエリートたちの『教養主義』に常なるものであった。しかし、いまどきのように、権威を引用しようとして、『国民的偉人』を味方につけようと、それだけで国民を幻惑することはできない。

読書において、そのような教養主義を超える『批評精神』が培われているからである。いま、という時代、ここに述べた『批評精神』こそが私たちにとっての力であり得る。その一事を本書に読みとって頂きたかったのである」と。(国労・M)